資料２

人口総合戦略に関する有識者会議の運営要領（案）

人口総合戦略に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

１．会議において配布された資料は、原則として、公表する。

２．会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。

３．この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。